○岡山県警察岡山市警察部規程

(平成21年3月25日警察訓令第11号)

改正 平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号 平成 27 年 3 月 5 日警察訓令第 2 号 平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号 令和 2 年 3 月 30 日警察訓令第 13 号

岡山県警察岡山市警察部規程を次のように定める。

岡山県警察岡山市警察部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県警察組織規則(昭和29年岡山県公安委員会規則第1号)第4 3条の規定に基づき、岡山県警察岡山市警察部(以下「市警察部」という。)の組織及び 運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市警察部長)

第2条 市警察部長は、警視正又は警視をもって充てる。

(庶務課)

- 第3条 市警察部に庶務課を置く。
- 2 庶務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 岡山市その他関係機関との連絡調整に関すること。
 - (2) 岡山市の区域内における警察運営の企画・調整に関すること。
 - (3) 市警察部の庶務に関すること。
 - (4) 市警察部長の特命に関すること。
- 3 庶務課に庶務係及び企画調整係を置く。

(課長)

- 第4条 庶務課に課長を置き、警視をもって充てる。
- 2 課長は、市警察部長の指揮監督を受け、所掌事務を掌握し、部下の職員を指揮監督する。

(次長)

- 第5条 庶務課に次長を置き、警視又は警部をもって充てる。
- 2 次長は、課長を補佐するとともに、部下の職員を指揮監督し、課長に事故があるときは、その事務を代行する。

(課長補佐)

- 第6条 庶務課に課長補佐を置き、警部又は行政職員若しくは技術職員をもって充てる。
- 2 課長補佐は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。 (専門職)
- 第7条 係に専門職を置くことができる。
- 2 専門職は、行政職員又は技術職員をもつて充てる。
- 3 専門職は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。

(係長及び主任)

- 第8条 係に係長及び主任を置くことができる。
- 2 係長及び主任は、警察官(警部補及び巡査部長に限る。以下この項において同じ。)又 は行政職員若しくは技術職員をもって充てる。この場合において、警察官を充てる場 合には、係長には警部補を、主任には巡査部長をもって充てる。
- 3 係長及び主任は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。 (専門官)
- 第9条 係に専門官を置くことができる。
- 2 専門官は、警部補をもって充てる。
- 3 専門官は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。 (係員)
- 第10条 係に別表に定める係員を置くことができる。
- 2 係員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

附則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月4日警察訓令第4号) この訓令は、平成23年3月9日から施行する。

附 則(平成27年3月5日警察訓令第2号) この訓令は、平成27年3月12日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号) この訓令は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(令和2年3月30日警察訓令第13号) この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

係員の職名	充てる職員		
巡査長	巡査		
巡査	沙宜.		
主任主事	行政職員		
主事	11 以啾貝		
主任技師	技術職員		
技師	1文的版具		